

ひがき乳腺クリニック	広島市中区本通8-23 本通ビルズ7F	平成27年4月1日 平成33年3月31日
ひだかペインクリニック	広島市中区八丁堀1-12 マスキ八丁堀ビル6F	平成27年4月1日 平成33年3月31日
おひさま歯科小児歯科	広島市中区光南四丁目5-34 安田ビル1F	平成27年4月1日 平成33年3月31日
アイプラス薬局 水主町店	広島市中区吉島東一丁目27-20 1階	平成27年3月1日 平成33年2月28日
霞クリニック	広島市南区東雲本町一丁目2-27	平成27年3月21日 平成33年3月20日
Sky Clinic	広島市南区大須賀町20-13	平成27年4月1日 平成33年3月31日
松阪内科医院	広島市西区己斐本町三丁目5-7 エステート己斐本町ビル2F	平成27年3月1日 平成33年2月28日
こころ耳鼻咽喉科	広島市安佐南区伴南一丁目5-18-8-202	平成27年4月1日 平成33年3月31日
有限会社 すみれ薬局	広島市安芸区矢野東四丁目1-9	平成27年3月1日 平成33年2月28日

広島市告示第213号

平成27年4月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	休止年月日
いなみ歯科	広島市安佐南区古市二丁目1-1-301	平成27年2月10日

広島市告示第214号

平成27年4月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
はしもと胃腸科内科	広島市中区吉島東一丁目20-19	平成27年3月1日
栗原医院	広島市中区舟入中町4-3	平成27年3月15日

永井小児科医院	広島市中区舟入幸町10-11	平成27年3月31日
アイプラス薬局 水主町店	広島市中区吉島東一丁目20-19 1階	平成27年3月1日
上綱内科医院	広島市南区宇品東二丁目2-12	平成26年12月31日
霞クリニック	広島市南区東雲本町一丁目2-27	平成27年3月20日
Sky Clinic	広島市南区大須賀町20-13 公園通り大須賀ビル	平成27年3月31日
山崎歯科医院	広島市南区稲荷町4-11	平成27年3月31日
八島歯科医院	広島市南区皆実町一丁目13-33	平成27年3月31日
医療法人かじかわクリニック	広島市西区天満町13-1	平成27年3月31日
福原整形外科	広島市安佐南区山本四丁目8-14	平成27年3月20日
八谷歯科医院	広島市安佐南区緑井五丁目25-3	平成27年3月31日
医療法人社団 木本外科クリニック	広島市安佐北区口田三丁目1-9	平成27年3月31日
広沢歯科医院	広島市安佐北区安佐町大字鈴張1953	平成27年3月31日
有限会社 すみれ薬局	広島市安芸区矢野東四丁目1-5	平成27年3月1日

広島市告示第215号

平成27年4月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
鶴野精治、飯島希	往針センター ひろしま	広島市中区鉄砲町5-7 広島偕成ビル501	はり・きゅう	平成27年3月1日
手島孝平	パンダ接骨鍼灸院 中山院	広島市東区中山東二丁目1-14	はり・きゅう	平成27年3月31日
湯浅洋一	落合治療院	広島市安佐北区落合一丁目2-12 グリーンハイツ 落合Ⅱ303号	あん摩・マッサージ	平成27年2月28日
森下孝夫	森下鍼灸院	広島市佐伯区五日市一丁目16-10-101	はり・きゅう	平成27年3月31日

広島市告示第216号

平成27年4月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 5 columns: 施術者, 施術所 (名称, 所在地), 業務の種類, 指定年月日. Rows include 山本恵美, 大上正直, 八木亜希子, 鶴野精治, 湯浅洋一.

広島市告示第217号

平成27年4月16日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したもの）を印刷することにより、公印の押なつに代えることを承認したので公告します。

広島市長 松井一實

Table with 2 columns: 文書名, 印影に使用する公印の名称. Row: 利用者負担額（授業料）決定通知書, 市長印.

広島市告示第218号

平成27年4月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日

平成27年4月20日

- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式別紙のとおり。
3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

Table with 3 columns: 区分, 下水を排除する区域 (区名, 町名), 排水施設的方式. Rows include 東区, 安佐南区, 安佐北区, 安芸区, 佐伯区.

広島市告示第219号

平成27年4月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成27年4月20日
2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

Table with 3 columns: 下水を処理する区域 (区名, 町名), 終末処理場の位置及び名称. Rows include 安佐南区, 安佐北区, 佐伯区, 東区, 安芸区.

広島市告示第220号
広島市教育委員会告示第6号
平成27年4月20日

広島市文化創造センター条例（平成2年広島市条例第40号）第18条、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第17条、広島市国際青年会館条例（平成2年広島市条例第39号）第17条及び広島市立中央図書館条例（昭和49年広島市条例第70号）第11条の規定に基づき、広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター、広島市国際青年会館及び広島市立中区図書館の合築施設の呼称を定めたので、各条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實
広島市教育委員会委員長 井内康輝

- 1 合築施設の呼称
「JMSアステールプラザ」
- 2 呼称を定める期間
平成27年6月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第222号
平成27年4月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
松阪内科医院	広島市西区己斐本町三丁目5-14	平成27年3月1日

広島市告示第223号
平成27年4月20日

広島市まちづくり市民交流プラザ条例（平成14年広島市条例第10号）第18条第1項の規定に基づき、広島市まちづくり市民交流プラザの呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 呼称を定めた施設
広島市まちづくり市民交流プラザ
- 2 呼称
合人社ウエンディひと・まちプラザ
- 3 呼称を使用する期間
平成27年6月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第224号
平成27年4月23日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については印影を印刷することにより、公印の押なつに代えることを承認し、告示しましたが、平成27年3月31日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることを辞めますので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	告示日 告示番号	印影に使用する 公印の名称
・入会承諾通知書 （留守家庭子ども会） ・入会不承諾通知書 （留守家庭子ども会）	平成25年1月4日 広島市告示第3号	市長印

広島市告示第225号
平成27年4月23日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 広島センタービル・基町ビル
 - (2) 所在地 広島市中区基町10番地11ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
代表取締役社長 牧 貞夫
東京都千代田区外神田四丁目14番1号
株式会社広島バスセンター
代表取締役社長 南部 盛一
広島市中区基町6番27号
株式会社そごう・西武
代表取締役社長 松本 隆
東京都千代田区二番町5番地25
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙1のとおり。
(変更後) 別紙2のとおり。
- 4 変更年月日
別紙3のとおり。
- 5 届出年月日
平成27年4月21日
- 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間
平成27年度4月23日から同年8月24日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限
平成27年8月24日

(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1、別紙2及び別紙3 略

~~~~~  
**広島市告示第226号**  
平成27年4月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一実

| 名称                | 所在地                             | 指定年月日<br>/ 指定有効期限       |
|-------------------|---------------------------------|-------------------------|
| リハビリ訪問看護ステーションこころ | 広島市安佐南区伴南一丁目5-18-8 西風新都ゆめビル203号 | 平成27年3月1日<br>平成33年2月28日 |
| いろは訪問看護リハビリステーション | 広島市安佐南区西原四丁目32-14-10 4 天神米田ビル   | 平成27年3月1日<br>平成33年2月28日 |

~~~~~  
広島市告示第227号
平成27年4月27日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課及び安佐南区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一実

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
**広島市告示第228号**  
平成27年4月27日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課及び安芸区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一実

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市告示第229号
平成27年4月27日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一実

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営猿猴橋町駐車場	3区画	平成27年5月11日（月）午前7時から 平成27年6月10日（水）午後5時まで

2 休止する理由

駐車場隣接地における建物撤去工事に伴い、駐車場前面道路を工事で使用し、駐車場としての利用ができなくなるため。

~~~~~  
**広島市告示第230号**

平成27年4月28日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和55年広島市規則第31号）第4条第1項の規定に基づき、下水道事業受益者申告書の提出期限は、平成27年6月5日とします。

広島市長 松井一實

広島市告示第231号

平成27年4月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者<br>名称   | 事業所        |                | 廃止年月日      | サービスの種類                |
|-------------|------------|----------------|------------|------------------------|
|             | 名称         | 所在地            |            |                        |
| 株式会社タニシ企画印刷 | キャプス介護サポート | 広島市中区舟入川口町4番2号 | 平成27年4月30日 | 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売 |

広島市告示第232号

平成27年4月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた分任出納員  
別紙のとおり。
- 委任した事務
  - 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 委任年月日  
平成27年4月1日
- 委任期間  
平成27年4月1日から同年5月21日まで  
(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所     | 氏名    |
|-------|----------|-------|
| 競輪事務局 | サテライト石鳥谷 | 坂本 亮  |
| 競輪事務局 | ラ・ピスタ新橋  | 曾我 訓久 |
| 競輪事務局 | サテライト成田  | 大堀 嘉昭 |
| 競輪事務局 | サテライト西予  | 田中 傑計 |

広島市告示第233号

平成27年4月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた分任出納員  
別紙のとおり。
- 委任した事務
  - 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 委任年月日  
平成27年4月1日
- 委任期間  
平成27年4月1日から同年5月30日まで  
(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所    | 氏名    |
|-------|---------|-------|
| 競輪事務局 | サテライト横浜 | 木暮 慎二 |
| 競輪事務局 | 名古屋競輪場  | 九村 隆  |
| 競輪事務局 | サテライト大阪 | 吉野 博  |

広島市告示第234号

平成27年4月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部委任を次のとおり解除したので告示します。

広島市長 松井一實

- 解除を受けた分任出納員  
別紙のとおり。
- 解除した事務
  - 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 解除年月日  
平成27年3月31日  
(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所     | 氏名    |
|-------|----------|-------|
| 競輪事務局 | サテライト石鳥谷 | 小山 和紀 |
| 競輪事務局 | ラ・ピスタ新橋  | 齋藤 憲悟 |
| 競輪事務局 | サテライト成田  | 齋藤 敬一 |
| 競輪事務局 | サテライト西予  | 内藤 雅英 |
| 競輪事務局 | サテライト横浜  | 石川 寿幸 |

|       |         |       |
|-------|---------|-------|
| 競輪事務局 | 名古屋競輪場  | 藤田 吉克 |
| 競輪事務局 | サテライト大阪 | 根末 慶悟 |

~~~~~  
広島市告示第235号

平成27年4月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
**広島市告示第236号**

平成27年4月30日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

## 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）

別紙のとおり。

## 2 変更期間

平成27年7月1日から平成28年3月31日まで

（ただし、霞第A-1住宅503号及び709号、霞第A-2住宅205号、608号及び804号、霞第A-4住宅902号並びに鈴が峰南第二アパート101号については、平成27年5月1日から平成28年3月31日まで）

## 3 変更理由

浴槽・風呂釜設置  
~~~~~

(別紙)

【変更後の家賃額】

住 宅 種 別	住 宅 名	号室	構造	建設年度	利便性係数	近傍同種家賃 (家賃限度額)	本 来 家 賃 (月 額)										単位：円	
							0	104,000	123,000	104,001	123,001	139,001	139,001	158,001	186,001	186,001		214,001
公営	戸坂東浄第三アパート	104号	中耐	昭和44年	0.8434	17,000	0	104,000	123,000	104,001	123,001	139,001	139,001	158,001	186,001	186,001	214,001	259,001
公営	戸坂東浄第七アパート	304号	中耐	昭和45年	0.8374	22,200	104,000	123,000	104,001	123,001	139,001	139,001	158,001	186,001	186,001	214,001	214,001	259,001
公営	戸坂百田第十四アパート	302号	中耐	昭和44年	0.831	16,900	104,000	123,000	104,001	123,001	139,001	139,001	158,001	186,001	186,001	214,001	214,001	259,001
公営	仁保宮の脇第一アパート	42号	中耐	昭和41年	0.852	17,400	104,000	123,000	104,001	123,001	139,001	139,001	158,001	186,001	186,001	214,001	214,001	259,001
公営	仁保宮の脇第二アパート	11号	中耐	昭和41年	0.852	17,400	104,000	123,000	104,001	123,001	139,001	139,001	158,001	186,001	186,001	214,001	214,001	259,001
コミュニティ	霞第A-1住宅	503号	高耐	昭和53年	0.8952	54,400 (59,500)	20,400	23,600	23,600	27,000	30,500	30,500	34,800	34,800	40,200	40,200	47,000	54,200
コミュニティ	霞第A-1住宅	709号	高耐	昭和54年	0.8952	56,100 (63,600)	20,800	24,000	24,000	27,400	31,000	31,000	35,400	35,400	40,800	40,800	47,800	55,100
コミュニティ	霞第A-2住宅	205号	高耐	昭和57年	0.8952	41,700 (54,700)	15,000	17,300	17,300	19,800	22,400	22,400	25,600	25,600	29,500	29,500	34,600	39,900
コミュニティ	霞第A-2住宅	608号	高耐	昭和57年	0.8952	41,700 (54,700)	15,000	17,300	17,300	19,800	22,400	22,400	25,600	25,600	29,500	29,500	34,600	39,900
コミュニティ	霞第A-2住宅	804号	高耐	昭和57年	0.8952	59,400 (67,000)	21,800	25,100	25,100	28,800	32,400	32,400	37,100	37,100	42,800	42,800	50,100	57,700
コミュニティ	霞第A-4住宅	902号	高耐	昭和56年	0.8925	40,800 (56,700)	14,700	17,000	17,000	19,500	22,000	22,000	25,100	25,100	29,000	29,000	33,900	39,100
コミュニティ	霞第B-1住宅	201号	中耐	昭和55年	0.8952	37,200 (41,100)	16,700	19,300	19,300	22,100	24,900	24,900	28,500	28,500	32,900	32,900	37,200	37,200
公営	南観音南第三アパート	404号	中耐	昭和58年	0.8676	44,900	22,500	26,000	26,000	29,800	33,600	33,600	38,400	38,400	44,300	44,300	44,900	44,900
公営	己斐ふじハイツ第八アパート	502号	中耐	昭和57年	0.8399	42,900	21,700	25,100	25,100	28,700	32,300	32,300	37,000	37,000	42,600	42,600	42,900	42,900
公営	庚午南住宅14号棟	202号	中耐	昭和62年	0.8862	44,800	23,200	26,800	26,800	30,600	34,600	34,600	39,500	39,500	44,800	44,800	44,800	44,800
公営	庚午南住宅17号棟	305号	中耐	昭和62年	0.8862	56,300	28,600	33,100	33,100	37,800	42,700	42,700	48,800	48,800	56,300	56,300	56,300	56,300
公営	庚午南住宅19号棟	202号	中耐	昭和62年	0.8862	53,500	27,700	32,000	32,000	36,600	41,300	41,300	47,200	47,200	53,500	53,500	53,500	53,500
公営	鈴が峰第二アパート	104号	中耐	昭和55年	0.865	40,900	21,300	24,600	24,600	28,100	31,700	31,700	36,200	36,200	40,900	40,900	40,900	40,900
公営	鈴が峰第六アパート	106号	中耐	昭和54年	0.865	41,900	21,400	24,700	24,700	28,200	31,800	31,800	36,400	36,400	41,900	41,900	41,900	41,900
公営	鈴が峰南第二アパート	101号	中耐	昭和54年	0.8608	39,500	20,300	23,400	23,400	26,800	30,200	30,200	34,600	34,600	39,500	39,500	39,500	39,500
公営	鈴が峰南第四アパート	404号	高耐	昭和57年	0.8389	61,000	21,800	25,200	25,200	28,800	32,500	32,500	37,100	37,100	42,800	42,800	50,100	57,800
公営	船越西古谷住宅1号棟	207号	中耐	昭和60年	0.8553	56,100	26,300	30,400	30,400	34,800	39,200	39,200	44,800	44,800	51,700	51,700	56,100	56,100

*収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃+ (近傍同種家賃-本来家賃) × 割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—